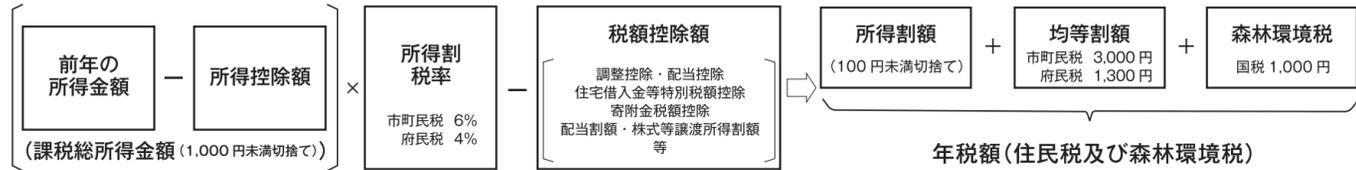


令和8年度 住民税の申告について

【税額の計算方法（総合課税）】



●所得割の税率（総合課税）

課税総所得金額	市町民税	府民税
	税率	税率
一律	6%	4%

●所得割の税率（分離課税）

区分		市町民税	府民税
短期譲渡	一般分	5.4%	3.6%
	軽減分	3.0%	2.0%
長期譲渡	特定分	一般分	3.0%
		2,000万円以下の部分	2.4%
	軽減分	2,000万円超の部分	3.0%
		6,000万円以下の部分	2.4%
株式等の譲渡所得	一般株式等	3.0%	2.0%
	上場株式等	3.0%	2.0%
上場株式等の配当等		3.0%	2.0%
先物取引		3.0%	2.0%

●調整控除

- 合計課税所得金額が 200万円以下の人
次の①と②のいずれか小さい額の 5 %
①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
- 合計課税所得金額が 200万円超の人
{人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)} の 5 %
ただし、この額が 2,500円未満の場合は 2,500円となります。

※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。
※合計所得金額が 2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません。

○人的控除差の一覧表

所得控除の種類		人的控除額の差	
障害者控除	普通障害	1万円	
	特別障害	10万円	
	同居特別障害	22万円	
寡婦控除		1万円	
ひとり親控除	父	1万円	
	母	5万円	
勤労学生控除		1万円	
扶養控除	一般扶養	5万円	
	特定扶養	18万円	
	老人扶養	10万円	
	同居老親等	13万円	
	配偶者控除	900万円以下	5万円
一般	納税義務者本人の合計所得金額	900万円超 950万円以下	4万円
	950万円超 1,000万円以下	2万円	
	900万円以下	10万円	
老人 (70歳以上)	900万円超 950万円以下	6万円	
	950万円超 1,000万円以下	3万円	
基礎控除		2,500万円以下	5万円

●配当控除

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市町民税	府民税	市町民税	府民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

地方税法の改正があった場合は、改正後の税法により税額を計算します。

●住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税において、平成 28年から令和 7 年 12 月 31日までの入居に係る住宅ローン控除の適用を受けた場合、次の A、B のいずれか小さい額を住民税(所得割)より控除します。

A：所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額

B：所得税の課税総所得金額等の額の 5 % (最高 97,500円)
ただし、令和 4 年 12 月 31日までに入居された人のうち、特定取得に該当する場合は 7 % (最高 136,500円)

※所得税において、住宅ローン控除がすべて控除しきれた場合は、住民税での控除はありません。

※住宅ローン控除は所得税に関する手続き(年末調整や確定申告等)を行えば、住民税において特別な申請(申告)は不要です。

●寄附金税額控除

年間寄附金合計額(総所得金額等の30%が上限)から2,000円を差し引いた額を対象として所得割額から控除されます。

ふるさと納税の場合は次の①、②の合計、それ以外は①のみとなります。

①基本控除額 寄附金控除対象額×10%(市町民税6%、府民税4%)

②特例控除額 寄附金控除対象額×下記に定める割合
ただし、特例控除額は住民税所得割額の20%を上限とします。

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円超過 330万円以下	79.79%
330万円超過 695万円以下	69.58%
695万円超過 900万円以下	66.517%
900万円超過 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超過 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

※寄附金税額控除の対象となるのは、住所地の共同募金会、住所地の日本赤十字支部、都道府県、市町村又は特別区、その他条例で指定するものに対する寄附金に限ります。

●配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

配当割額または株式等譲渡所得割額の控除がある場合、所得割より控除されます。また、控除しきれない額がある場合は、還付または充当されます。

区分	市町民税	府民税
配当割額または株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

●均等割の税率

市町民税 3,000円	府民税 1,300円
-------------	------------

※府民税には大阪府森林環境税 300 円を含みます。

●森林環境税の税率

国税 1,000円

※個人住民税の均等割と併せて徴収されます。

非課税について

○均等割・所得割の両方が非課税になる人

- 賦課期日時点(1月1日)において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者(平成20年1月3日以降に生まれた人)、寡婦、ひとり親で前年の合計所得金額が**135万円以下**の人
- 前年の合計所得金額が次の金額以下の人
扶養親族がいない場合 **32万円+10万円**
扶養親族がいる場合 **32万円×(扶養人数+1)+10万円+19万円**

※森林環境税(国税)については、上記の32万円を31.5万円、19万円を18.9万円に読み替えて非課税の判定を行います。

○所得割が非課税になる人

- 所得控除や税額控除により所得割が算出されない人
- 前年の総所得金額等が次の金額以下の人
扶養親族がいない場合 **35万円+10万円**
扶養親族がいる場合 **35万円×(扶養人数+1)+10万円+32万円**

※扶養人数には、同一生計配偶者や16歳未満の年少扶養親族も含めます。
※個人住民税と森林環境税(国税)の非課税基準が異なりますので、森林環境税(国税)のみ課税となる場合があります。

住民税とは…

市町村民税と都道府県民税を合わせたものを、「住民税」と呼びます。市町村や都道府県が行う行政サービスに必要な経費を、その能力(担税力)に応じて広く分担していただくものです。

なお、住民税は賦課期日(1月1日)現在に居住していた市町村へ、前年中(1月1日～12月31日)に生じた所得を申告し、納税することになっています。

住民税の申告につきましては、毎年、住民のみなさまのご協力をいただいておりますが、令和8年度も申告していただく時期になりました。

この申告は、あなたの住民税額を正しく算出する基礎となり、所得証明、納税証明など諸証明発行にあたって重要なものですから、**同封の申告書を令和8年3月16日(申告期限)までに、必ず提出**してください。

あなたは、住民税の申告をする必要は？

はじめに

令和8年1月1日現在、泉佐野市に居住していましたか？
いいえ → 令和8年1月1日現在居住していた市町村で、申告に関する相談をしてください。
恐れ入りますが、その際は当市へ居住地の報告をお願いします。

はい → 令和7年1月1日から12月31日までに収入がありましたか？
いいえ → 証明発行の資料となりますので、申告書の裏面の収入(所得)のなかった人の欄に生活状況等を記入してください。

はい → 所得税の納付や、還付を受けるために税務署に確定申告をしますか？
はい → 住民税の申告は不要です。

いいえ(但し、収入金額によっては、税務署へ確定申告する必要があります。)

◎給与所得者の場合 ◎その他の所得者の場合

はい → 勤務先から泉佐野市へ給与支払報告書が提出されていますか？
はい → 勤務先から給与支払報告書が提出されている場合、それを資料として課税するため、申告書を提出する必要はありません。

いいえ → 同封の『市民税・府民税申告書』で、申告する必要があります。

※ 公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の人は確定申告書の提出は不要となります。ただし、確定申告書の提出が不要な人であっても、住民税の申告により控除を追加することで、税額が減額される場合があります。

申告期限 令和8年3月16日(月)

◎この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要はありません。

令和8年度 主要改正点

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から以下の措置が講じられました。

- 給与所得控除の見直し
給与所得控除の最低保障額が 65 万円(改正前 55 万円)に引き上げられました。
- 大学生年代の子等に関する特定親族特別控除の創設
居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族について、扶養の所得要件を超えた場合においても、その親族の合計所得金額に応じて控除額を減減させる仕組みが導入されました。 ※詳しくは中面【所得から差し引かれる金額(所得控除)】の表を参照
- 扶養親族等の所得要件の改正
扶養親族及び同一生計配偶者の所得要件について、58 万円(改正前 48 万円)に引き上げられました。また、勤労学生控除やひとり親控除の対象となる子の所得要件等についても、10 万円の引き上げが行われました。

申告書の記入などについて、わかりにくい点がありましたら、ご遠慮なく係までおたずねください。
連絡先 泉佐野市役所 総務部 税務課 市民税係 ☎072(463)1212 内線2134~2137 〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目1番1号

【申告書の書き方】へ